

議案第23号

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第4条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（駐車制限）

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を禁止することができる。

- (1) 不法に改造された車両であるとき。
- (2) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (3) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (4) 他の自動車の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (5) 駐車場の施設等を汚損又は損傷するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の利用者及び管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山町営駐車場の利用について、駐車制限を明確にし、駐車場の適正な管理を図るため、基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例を改正する必要がある。